# 第7回農業特定技能協議会運営委員会 (議事要旨)

日 時:令和4年2月22日(火) 16時00分~17時00分 ※オンライン形式で実施

## 出席者:

# 【制度所管省庁】

法務省 出入国在留管理庁 政策課 補佐官 浦上 三四

警察庁 刑事局 組織犯罪対策部

組織犯罪対策企画課 課長補佐 青木 大輔

外務省 領事局 外国人課 課長補佐

向井 晋一

厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課

海外人材受入就労対策室 室長補佐 小沢 聡

# 【農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

一般社団法人	全国農業会議所	経営・人材対策部	部長	砂田	嘉彦
一般社団法人	全国農業会議所	経営・人材対策部	考査役	今井	貴也
一般社団法人	全国農業会議所	経営·人材対策部	主査	青木	昂平
一般社団法人	全国農業会議所	経営・人材対策部	職員	渡邉	美奈都
一般社団法人	全国農業会議所	経営・人材対策部	相談員	八山	政治
一般社団法人	全国農業会議所	経営·人材対策部	専門員	宍戸	裕一

公益社団法人	日本農業法人協会	参事	岩男	次郎
公益社団法人	日本農業法人協会	業務課長	高須	敦俊
公益社団法人	日本農業法人協会	主任	高原	聡

一般社団法人 全国農業協同組合中央会

営農・担い手支援部 営農企画課 課長 冨永 健一

一般社団法人 全国農業協同組合中央会

営農・担い手支援部 営農企画課 主査 原澤 恵太

# 【事業所管省庁】

農林水産省	経営局	就農・女性課 課長	平山	潤一郎
農林水産省	経営局	就農・女性課 経営専門官	前田	利光
農林水産省	農産局	園芸作物課 野菜調整官	山本	隆司
農林水産省	農産局	果樹・茶グループ 果樹・茶グループ長	仙波	徹
農林水産省	畜産局	総務課 畜産総合推進室 室長	馬場	淳

### 議事要旨:

農林水産省経営局就農・女性課から、以下の旨のあいさつがあった。

- ・ 日本国内に在留する特定技能外国人の人数は、現在約3.8万人。そのうち、 農業分野に従事されている方は約5千人であり、農業分野の特定技能外国人の人 数は、2019年4月に本制度が施行されてから増加傾向。
- ・ 外国人材をめぐる状況は、入国制限の緩和による農業現場の状況を的確に把握 していく必要や、特定技能制度・技能実習制度に関する法務大臣の勉強会が開始 されたことなど、業界団体を始め関係各位との連携が、今後より一層重要。
- ・ 特定技能2号の分野追加の検討においても、昨年来、業界団体各位の御意見等 をお聞きしてきたところ。引き続き、検討を深めてまいりたい。
- ・ 本日は、制度所管省庁及び業界団体各位から御説明等をいただき、現状に係る 認識を共有し、人手不足解消の一助となるよう、より良い制度運用に向けた情報 共有・意見交換の場となれば幸い。

#### 1. 外国人技能実習制度の現状及び課題等

- (1) 入国制限及び制限緩和の状況について
  - 外務省から、水際措置の状況・今後の見通し等について説明があった。
    - ・ (2月17日に行われた岸田総理の記者会見での発表内容を紹介しつつ)具体的な手続・申請方法その他の取扱いについては、順次、外務省その他関係省庁のホームページ等で御案内させていただけるようになると思料。

#### (2) 最新の雇用状況の届出状況等について

- 厚生労働省から、「雇用状況の届出状況(令和3年10月末現在)」及び雇用調整助成金など外国人雇用において活用できる助成金制度の概要について説明があった。
  - ・ 外国人の「雇用状況の届出状況(令和3年10月末現在)」については、1月28日にプレスリリースしており、厚生労働省ホームページに詳細を掲載しているので、概要はそちらを御参照いただきたい。この届出状況を発表している趣旨は、外国人の雇用状況の届出制度については、労働施策推進法に基づき、全ての事業主に対して、外国人労働者の雇入れや離職の際の氏名・在留資格・在留期間などを確認し、厚生労働大臣(実務上はハローワーク)に届け出ることを義務付けている。ハローワークでは、この届出に基づき、事業主に対する外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などの指導・助言を行っているところ。届出の対象となる者は、事業主に雇用される外国人労働者(在留資格「外交」・「公用」・「特別永住者」は除く。)であり、今回公表した数値については、昨年10月末現在の届出件数を集計したものとなっている。

届出の主な概要は、令和3年10月末現在、外国人を雇用する事業所数は28万5,080箇所、外国人労働者数は172万7,221人。令和2年10月末現在における事業所数26万7,243箇所、労働者数172万4,328人と比べると、事業所

数は1万7,837箇所、外国人労働者数は2,893人の増加となっているところ。 外国人を雇用する事業所数及び労働者数については、平成19年に外国人雇用 状況届出が義務化されてから過去最高の数値を更新したが、対前年の増加率に ついては、事業所数においては6.7%であり、前年の10.2%から3.5ポイント の減少。また、労働者数で見ると0.2%と、前年の4.0%から3.8ポイント減 少という状況。産業別の外国人労働者数については、製造業が最も多く、全体 の27%を占めている状況。なお、対前年増加率を見ると、製造業がマイナス3. 4%、卸売業・小売業がマイナス1.3%などマイナスの状況となっている。

・ 日本で就労する外国人のカテゴリーを見ると、総数が172,7万人となっており、特定技能外国人については、①就労目的で在留が認められる者に含まれる。 都道府県別・特定産業別の外国人労働者数(在留資格「特定技能」に限る。)に ついては、プレスリリースしているので、詳細は別途御確認いただきたい。

令和3年10月末現在における農業分野の特定技能外国人は3,408人。昨年令和2年10月末現在のデータと比較すると、1,025人から約3倍の増加となっている。都道府県別の分布を見ると、令和2年10月末現在において農業分野の特定技能外国人が3桁を超える都道府県は北海道・熊本県のみであったが、令和3年10月末現在においては11道県に増加しており、農業に携わる外国人材の方は確実に増えている状況。

・ 次に、雇用調整助成金を中心とした雇用関係助成金の制度の内容について説明させていただく。まず、雇用調整助成金についてはコロナ特例を受けており、雇用調整助成金等の拡充や特例措置が実施さたれているところ。このことについて、雇用調整助成金の特例措置を本年5月末まで延長する旨報道されているところではあるが、決定次第、関係情報が公開される見通し。雇用調整助成金は雇用保険財源を原資とした助成金であるため、原則として、雇用保険の適用事業所に対する助成。雇用保険の適用事業主が、急に業績が悪化し、外国人も含めた労働者が休業せざるを得なくなった場合等において、支給要件を満たせば雇用調整助成金の対象となりうる。

雇用調整助成金については、先ほど申し上げたとおり、コロナ特例が講じられているが、特例措置の内容も状況によって変わりうるため、業績が悪化して休業せざるをえない場合が生じた際については、最寄りの都道府県労働局に御相談いただきたい。また、雇用調整助成金以外にも様々な助成金があるため、その内容について知りたい場合は、最寄りの都道府県労働局に御相談いただきたい。

#### (3) 最新の受入れ状況等について

- 出入国在留管理庁から、特定技能制度の運用状況等について説明があった。
  - ・ 運用状況として、最新の令和3年9月末現在の数値を御紹介させていただく。 9月末現在、順当に増加しており、38,337人が特定技能外国人として在留され ている。技能実習からの移行者が引き続き大半を占めている。国籍別に見ると、

引き続き、ベトナムが6割程度を占めて推移。また、都道府県別に見ると、若干の入れ替わりはあるが、いずれかの都道府県に偏っている状況ではなく、均等に分散している状況。最後に、分野別の在留状況を見ると、農業分野は5,040人であり、全体の13.1%を占め、14分野のうち第2位の割合となっている。令和2年9月末から順当に増加しており、順位に変わりはない状況。

- ・ 特定技能試験の実施状況について、農業分野は国内外6か国で実施していた だいており、受験者数もかなり上位にある状況。今後も御協力願いたい。
- ・ 二国間取決めの状況については、前回の運営委員会の時点から特段の変更はない状況。最後に MOC を締結したのはインドであり、令和3年1月が最後となる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で帰国が困難な者については、入管庁で複数の措置を用意しており、徐々に許可件数が増えているところ。そのうち、「雇用維持支援(「特定活動・最大1年」)」について、農業分野は許可件数が順当に増加しており、約1万人となっている。引き続き御協力願いたい。
- (4)全国農業会議所から、農業技能測定試験の実施状況等について説明があった。 また、日本農業法人協会及び全国農業協同組合中央会から、農業現場における現 状等について説明があった。

## ○全国農業会議所

- ・ 令和元年度の実施状況について、国内を含む5か国で試験を実施し、701名が受験し、571名が合格。令和2年度は、日本を含む7か国で試験を実施。特にインドネシアにおける受験者数が最も多く、約3,000名が受験。7か国合計で5,087名が受験し、4,490名が合格。令和3年度(令和4年1月末現在)では、日本を含む7か国で試験を実施し、総計10,658名が受験し、9,589名が合格しており、令和4年1月末時点で既に前年の2倍以上の受験者を数えている。特に、今年は国内試験の受験者が多く、約5,000人を超える受験者を数えている。ミャンマーについては、政情不安のため、令和3年度は実施できていない状況。なお、ウズベキスタンで3月から試験を実施する予定であり、今年度は合計8か国で試験実施となる見通し。
- ・ 農業分野における特定技能外国人受入れに関する研修会・説明会について、 当初の計画では、1月28日にオンラインで説明会を実施、その後は全国9か 所で現地説明会を実施する予定であったが、コロナの感染状況に照らし、全て オンライン実施に切り替えたところであり、全6回の説明会を実施する予定。 制度説明と受入れ機関による事例報告が主な議事。1回目の1月28日は、約 180人がオンラインで説明会に御参加いただいた。
- ・ 農業者向けに、国内の特定技能試験合格者とのマッチングサイトを立ち上げた。国内の試験合格者は累計約6,000人を超える状況になっており、合格者を対象としたマッチングを目的とするもの。農林水産省から特定技能協議会メン

バーに周知していただき、また、全中様・法人協会様からも御案内いただき、現時点で約90社の法人が掲載されている状況。外国人材から農業者に対する問合せは約60通行われており、採用面接を行ったとの報告がいくつか届いている状況。

・ 最後に、農林水産省の「外国人材受入総合支援事業」(補助事業)において、 特定技能外国人の受入れマニュアルを作成しているので、適宜御活用いただけ ると幸い。

## ○日本農業法人協会

- ・ 当協会で監理している技能実習生の現状(令和 4 年 2 月 15 日現在)について、受入れ企業が 64 社、実習生が 315 名であり、1 社あたり  $4 \sim 5$  名を受け入れている。昨年さらにその前は 450 名ほど技能実習生がおり、1 社当たり 6  $\sim 7$  名を受け入れていたため、1 社当たり  $1 \sim 2$  名ほど受入れが減少している状況。
- ・ 号数別に見ると、新規の受入れがないため、1号はゼロ、2号が241名、3 号が74名という構成。国籍別内訳は、インドネシアが最も多く113名、タイ が次いで76名、ベトナムが72名、中国53名、フィリピン1名。
- ・ コロナ禍における現状として、当協会で受け入れできていない実習生は85名。その中心は、新規の技能実習1号生。農業現場は非常に厳しい状況にあり、1号実習生の加入がないため、2号又は3号の修了者を特定活動又は特定技能として残ってもらう形で人材確保に努めているところ。ただし、帰国は随時できるため、当初の帰国予定から半年や1年が過ぎていることから帰国を希望する技能実習生は増えており、減少傾向に歯止めがかかっておらず、現場の人手確保は非常にタイトな状況。特に、東北など雪がある国では、春先からの植付けを行う期間が限られているため、この春先の作業に間に合わず、作付けや作物を減少させる等の計画の下方修正等、影響が大きく出る見込み。
- ・ 技能実習制度に関する課題ではあるが、前年3月・4月の入国予定者が入国制限で10月や12月に後ろ倒しになったため、今年4月から新規の受入れを希望しても、1号の採用枠が一定のため枠がなく、受入れができない空白の期間が発生してしまう。この点の緩和措置等の検討をお願いしたい。
- ・ 特定技能制度への移行に関し、まず監理団体が関与しない在留資格の変更について。技能実習から特定活動又は特定技能への移行に関して、第三者の登録支援機関等により、在留資格の変更が行われることがある。技能実習生を抱えている我々や実施者は、技能実習から特定技能で継続雇用する意向のもとに、色々な協議を進めている。それを第三者が介入し、例えば3年間の実習期間を2か月・3か月短縮し、勝手に契約を進めてしまうことがある。そのため、監理団体や従前の受入れ機関が関与しないで在留資格の変更申請等を行う際は、従前の実習実施者・監理団体の同意書等の提出を義務付けるべきではないか。また、この在留資格の変更手続に関し、従前の監理団体や実施者から費用負担

が発生している。このような場合の費用負担は、それを決定した実習生本人や 新たな特定技能所属機関等々に請求すべきではないか。御検討をお願いしたい。

- 次に、不正なブローカーの排除について。入国制限により外国人材がかなり限られている現下、人材の奪い合いが現実にある。2号又は3号の2年目といった修了間近の人材をターゲットとして、有料職業紹介等の正規の資格を持っていないブローカーも見受けられる状況であり、著しいスカウト行為が発生している。対象となる技能実習生は、受入れ機関について誰がどうなのかの見分けが困難といった現実がある。また、実習生から紹介料として多額の費用を徴収している悪質な業者も見受けられる。このような混乱を避けるため、不正なブローカーを排除する仕組みの構築をお願いしたい。
- ・ 3点目に、監理責任の移行について。従前の実習実施者との雇用契約期間の 途中であっても、新たな受入れ機関と雇用契約を結ぶなどして特定技能に進む 場合がある。その場合、新たな機関と雇用契約等を締結した時点で、技能実習 から特定技能への在留資格変更許可申請を行う前であっても、当該実習生に対 する監理責任を特定技能所属機関予定者又は登録支援機関の関係者に移行す るのが筋ではないか。御対応の検討をお願いしたい。

### ○全国農業協同組合中央会

- ・ 特定技能制度について、各都道府県の中央会等と意見交換を進める中で、制度面と運用面について出された課題・意見について、御報告したいと思う。まず制度関係の課題に関し、より多くの方が来やすいように、日本語能力の評価方法について見直しがあってもよいのではないか、という意見。もちろん日常のコミュニケーションは大切であるが、農業の現場における業務上の危険度等や、業務に必要な日本語能力も読み書きなど高度なものは求めないことが背景にある。具体的には、運用上N4以上の日本語能力が求められている基準をN5以上に緩和して評価方法のハードルを下げるなど、他業種と違った考え方も農業分野にはあるのではないか。
- ・ 2番目は、特定技能制度は、派遣法との齟齬が生じているのではないかという点。派遣法では、期間の抵触日から3年並びに離職から1年間は、元の雇用主に派遣できない法規制になっていると認識しており、技能実習から特定技能に資格変更した場合、技能実習生も実習実施者と雇用契約を結んでいるため、派遣法の規定に照らすと、派遣形態の受入れ形態で特定技能に資格変更した場合、技能実習生として従事していた実習実施者のところに戻れないという問題がある。
- ・ また、特定技能の在留期間は上限5年となっている中で、派遣法の制約によって3年以上の派遣は禁止となってしまう。派遣法は日本人労働者を想定した趣旨であり、一定の合理性はあると思うが、特定技能制度との関係では、日本人労働者の法益とは若干違った趣旨や目的等があると思うので、例えば特定技能外国人については、この派遣法の規制下に入らないような形ができると、両

制度の趣旨や目的をより達成するに有効ではないか。またこの特定技能外国人を派遣形態で受け入れる仕組みは、各都道府県でも活用が増えているが、派遣法の規定において、各産地ごとに事業者や責任者の設置が必要となるため、各産地で派遣会社をまたがるとき、この仕組みを活用しづらいという現状がある。農業の場合、各産地における繁閑期との関係から、特定の地域にずっと派遣するというだけではなく、産地間で連携しながら派遣の仕組みを活用し、より長く必要な期間働いていただけるように仕事を作っていくという取組が重要であるため、各派遣会社間の連携をより円滑にして、産地間連携が進むような措置ができないかと考える。

- ・ 4点目は、例えば畜産の技能実習修了者であっても耕種の特定技能に資格変更を可能とするといった、いわゆる職種間のたすき掛けみたいなものが可能となれば、外国人材が農業現場で幅広なノウハウを取得できるといった面からも有用ではないか。御検討をお願いしたい。
- ・ 続いて、運用面の問題として、制度に関わる部分ではないが、賃金格差によって人材獲得に関する競争が生じている。特定技能の場合、技能実習とは異なりある程度の競争は仕方ないとは思うが、特に地方において、よく提起される課題である。
- ・ 失踪対策については、JAグループの中でも多くの意見が出ている。例えば、SNS が失踪の温床となっている面もあるため、国籍によってはどの SNS が多く使用され、どのような会話をしているかも知られているので、そういった SNS のモニタリングを提案する。また、外国人材の雇用に関してトラブルになりやすい事項、例えば源泉徴収の仕組みなどについて、農業者から説明しても、外国人材の疑念を払しょくしきれない場面もあるのではないかと推察する。そのため、雇用に関するトラブルに係る要因分析などをしていただいた上で、日本の労働法制や税制に関し、重要な事項について分かりやすく解説した資料を、国に作っていただきたい。説明主体が国か雇用主かでは、相手の受け止めも大きく変わると思うところ、国に作成していただくことの意義は大いにあると考える。
- ・ その他、宿泊地の確保や、待機・送迎コスト負担が過大となっていることに関する意見が挙げられている。また、転職に関しても、特定技能特有の課題として挙げられることも多い。転職については、あまり促進されても困る視点もありつつ、リスク管理という観点で見ると、悪質なブローカーが転職のタイミングで関与するリスクがある。そのため、何かあった時の総合窓口や一定のガイドラインを作成していただければという意見。また、産地間連携では転職手続を行う場面もあるため、このときに必要となる手続を整理した手引きがあると便利という話も出ている。いずれにしても、コンプライアンス上の良くないトラブルを回避するという視点と、より特定技能の人材の方が働きやすいように手続を整理するという趣旨。
- ・ また、受け入れる者の国籍によってルールが異なる点が煩雑という意見は引

き続き出ている。例えば、技能実習から特定技能に切り替える際の「推薦状」について。あとは、受入れに関するフロー図等はある程度整理して一元的に公表されている認識だが、入国・帰国に係る諸ルールに関し、対象となる外国人材の国籍によって異なる点についても、ホームページ上で一元化されているとありがたいという意見も出されているところ。

- ・ 最後に、水際対策に関して。コロナ感染対策に向けた国家的な問題としての 判断も要するため、当該対策は前提とした上で、ぜひより多くの方が農業現場 に来ていただけるようにして頂きたいと JA グループとしても考えている。そ の際の諸要件について、以前の水際対策では、技能実習と特定技能とでも課題 は異なるが、監理団体の属性によって申請要件が異なったこと、在留資格認定 証明書の発行時期によって申請可能な時期が異なり枠も限られていたこと等 に活用しづらい旨の意見があったので、今後の水際対策は、費用負担の問題も 含め、できる限り円滑な受入れができる形をお願いしたい。
- (5)最後に、農林水産省経営局就農・女性課から、【資料6-1】~【資料6-5】について報告を行った。
  - ・ 協議会の運用状況等について、資料に沿って説明。
  - ・ 外国人材の満足度調査の実施状況について、実施状況を報告。経営者のバイアス等を回避するため、対応言語を多言語にして外国人材から直接回答していただく手法を取ったものの、農業分野は回答率が低かったため、この回答率をどう上げていくかが目下の課題。回答結果については、次回以降の協議会の場で取りまとめを御報告したい。回答結果を踏まえ、今後どのようなアクションを取っていくか、各関係省庁や農業団体に御相談しながら。対策を検討してまいりたいので、御協力を願いたい。
  - ・ なお、「農業特定技能協議会規約(農業特定技能協議会決定第1号)」(【資料6-3】)の一部を改正することについて、特段異論はなく、協議は調った。

#### 2. 質疑応答

(1) 全国農業会議所から、外務省に対して質問があった。

#### (全国農業会議所)

- ・ 岸田総理の発言によれば、3月から水際対策が緩和され、外国人の新規入 国を認め、5,000人を1日の上限として受け入れしていく予定と承知している が、この5,000人の内訳に関し、例えば在留資格別・特定技能や技能実習にお ける各分野別など、受入れ人数枠について何らかの割当は決まっているのか。 (外務省)
  - ・ 御質問の5,000人について、この数には特定技能外国人も含まれるものと理解しているが、在留資格別の割当や内訳があるという話には接していない。

### (全国農業会議所)

農業現場における人手不足の声が全国農業会議所にも寄せられているところ

である。ついては、当業界に対し、優先した(特定技能や技能実習生等の)外 国人材の受入れや、受入れ人数枠の確保・拡大を農業団体としてお願いしたい。 (農林水産省経営局就農・女性課)

- ・ 農林水産省としても、何とか、農業現場に新規入国外国人の方を受入れさせていただきたいと思っているところ。水際関係省庁の皆様に、この場を借りてお願い申し上げたい。どの産業も人手不足で困っていることは理解しているが、農業も非常に困っているという現状を御理解いただきたい。
- (2) 全国農業協同組合中央会から、農林水産省に質問があった。

(全国農業協同組合中央会)

・ 農林水産省と厚生労働省の資料に特定技能外国人の受入れ状況についての分野別数字があるが、こちらはもとになる数字は一緒なのか、集計の時期が違うということは理解しているが、時期のタイミングが一緒だったら同じ数値となるのか。それとも、その時々のフローの数字ということか。

## (農林水産省経営局就農・女性課)

・ 厚生労働省の数字は、外国人の雇入れ時と離職時における事業主からの届出を 10 月末現在で取りまとめたもの。一方、農林水産省の数字は、本協議会に加入している特定技能所属機関に係る件数である。特定技能所属機関が本協議会に加入するタイミングは、特定技能外国人を受け入れてから4か月以内に加入することなっているが、その4か月間のどのタイミングで加入するかは任意。よって、集計時期に終わりがあるなら最終的な数値は整合すると思われるが、集計時点が同じであっても当該数値が一致することは困難と思料。

以上